

『法律』は、弱い立場にあるからといって味方をしてくれる訳ではありません。

『法律』は、“法律を知っている者に味方する！！”
ものだというのが、私の実感です。
自分を弱者であるとか、被害者であると頑固に言い続けるだけでは、望んだ結果を導けるものではありません。

そして、私は、『弁護士』の仕事は、
“クライアント(依頼者)との協働作業”である、と考えています。
ですから、『法律問題』の処理・解決は、
“クライアントと弁護士がうまく協働すればするほど良い方向に向かう”，
ということが、私が経験から得た確信です。

法律による解決といっても、手法は一律ではありません。
例えば、「離婚したい」といっても、あなたが、解決しようとしている最終目的は何なのか、新たな生活をするために離婚すること自体が問題なのか、それとも、離婚後の生活を踏まえたお金の問題なのか、あるいはお子さんとどちらが一緒に暮らしていくということが問題なのか、その目的によって力の注ぎ方は変わるはずです。

企業であれば、業界固有の慣行を確認することなどといったことも、決しておろそかにはできないことです。

私は、『法律問題』に対応するにあたっては、
まず、依頼された案件について、“本当の解決は何か”を、依頼者ごとに、案件ごとに、解明していくことから始めなければならない、と考えています。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

(某団体セミナーご案内パンフより)

会 2月例会

「知らず大損！！法律事例集」

1億円の手形金，1銭も払わずに済ました事案外

弁護士 前田 尚 一

昼間は，^{ビジネス} 商売，商売・・・，夜はススキノ，ススキノ・・・，となりがちで，日常は『法律』問題などにかまっている時間などない， 会の会員の面々。

一寸の時間を拝借して，『法律』は，“法律を知っている者に味方する！！”という視点で，うっかりすると，誤りがち，損をしがちな，次のような事例やその対処法を紹介しながら，法律問題との付き合い方を説明します。

先輩のアドバイスを真に受け，請求書を送り続けたのに，売掛金はパ～・・・世の中にはデマが横行。

せっかく手形をもらったのに，誰からも回収できない・・・

潰れかけた会社から，当社の売掛金を支払ってもらおう代わりに，優良会社に対する債権をもらったのに，別の債権者に丸ごと横取りされるハメに・・・

超不良従業員。その場で解雇！！・・・したいところだが，温情のつもりで1ヶ月分つけて予告解雇。ところが，突然，社内に労働組合ができ，上部団体の連中が乗り込んできてしまった・・・

挨拶状を出したばかりに，他人の債務を引き継いでしまった・・・

自分の常識は他人の非常識：だって法律に書いてあるじゃん・・・ところが・・・

有利な証拠のつくりかた：罨にはまったSハウスのN主任の場合・・・

..... (以下略)

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

経営と法律

経営感覚を法的観点から磨きをかける！！

1 序

- (1) ビジネス優先 法律に無関心??????????
- (2) 『法律』は、“法律を知っている者に味方する！！”
- (3) ヒト・モノ・カネの制約
- (4) 『法律問題』かどうかの分岐点をかぎ取る素朴な臭覚 + 最低限の知識

(5) 新しい法律や改正のラッシュ

新会社法，独禁法改正，商標法改正，不正競争防止法改正，公益通報者保護法，改正高年齢者雇用安定法，労働審判法，個人情報保護法

2 世の中に横行するデマ－時効を素材に

- * 請求書に関するデマ
- * 主な消滅時効期間：商品知識

3 最低限の知識

- (1) 約束手形を例に：誰からも回収できないハメに・・・
 - * 振出日・・・
 - * 満期の変更
 - * 裏書人
- (2) 債権譲渡を例に：横取りされるハメに・・・
- (3) 引き揚げ

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

4 立場の逆転とタイミングー担保・保証を例に

- * 保証，連帯保証，根保証
- * 債権回収の持つ意味
- * 債権の管理と回収（担保・保証・・・）ー中小企業でもできる有効な方法！！

5 行き着く先の，裁判を想定：主張と証拠のぶつけ合いバトル

- * [事例検討]：相手の態度と勝敗
- * 臨床・予防・戦略

6 証拠

(1) 契約書

ア 証拠

イ 心理的強制

ウ 権利の拡大

- * 「・・・協議のうえ誠意をもって解決する。」の意味（一般・労使紛争）

(2) 証拠の作り方

ア なりふりかまわず・なんでもかんでも

イ 機会を逃さない

- * FAX送信用紙

（送信分）：オトリ （返信分）：ハマル

- * 残高証明・債務承認

(3) 証拠の持つ意味

- * 裁判例

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

7 企業経営と法律

(1) 気の使い方－P L 責任を例に

- * SMOKING ADDICTIVE
- * SMOKING CAUSES LUNG CANCER
- * SMOKING KILLS

(2) 安易な行動が招く危機：営業譲渡

- * 挨拶状の例：地方裁判所と高等裁判所

(3) 自分の常識は他人の非常識－解雇を例に

- * 予告手当の過信
- * 整理解雇（リストラ解雇）の安易さ
- * 労働組合（1人組合，ユニオン・・・）
- * 団体交渉

(4) 裁判に臨むべきか否か

- ア 法律で認められた権利があるのか
- イ 証拠
- ウ 相手の資力
- エ 経費：時間と労力

100万円：印紙代 = 8600円

(5) 企業戦略と法務：経営の法律は錯綜－流通を例に

(6) お手軽本の紹介

(7) 『法律問題』かどうかの分岐点をかぎ取る素朴な臭覚

(8) 茶飲み話

(9) 世間話（ステイタス）

(10) 顧問弁護士

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

ビジネス優先 法律に無関心??????????

『法律』は、“ 法律を知っている者に味方する！！ ”

ヒト・モノ・カネの制約

『法律問題』かどうかの分岐点をかぎ取る素朴な臭覚と最低限の知識

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

世間には、大ウソとデマが、横行している！
時効で売掛金が回収できなくなってしまった事例
時効を素材に

未払い代金の時効対策は

私は、主人が経営する建設会社で、専務として経理を預かっています。建築代金を支払ってもらえないお客様が何件かあります。主人が、同業の先輩から請求書さえ送っておけば時効にはかからないとアドバイスを受け、私が毎月請求書を送り続けています。時効対策としては十分なのでしょうか。

請求書

(時効の中断事由)

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

取得時効と消滅時効

永続性，証拠，権利の上に眠る者

倫理，道徳との対立

援用

中断：請求，差押・仮差・仮処分，承認

放棄

* 債権者側と債務者側の立場の違い

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

時効期間

- ・ 民事： 10 年
- ・ 商事： 5 年
- ・ 売掛金： 2 年
- ・ 工事請負代金・自動車修理代金・設計料： 3 年
- ・ 飲食代金・宿泊代金・運送賃： 1 年
- ・ 賃金： 2 年
- ・ 退職金： 5 年
- ・ 確定判決： 10 年

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

(催告)

第153条 催告は，六箇月以内に，裁判上の請求，支払督促の申立て，和解の申立て，民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て，破産手続参加，再生手続参加，更生手続参加，差押え，仮差押え又は仮処分をしなければ，時効の中断の効力を生じない。

請求書を送る意味

6 か月

条件付の 1 回だけの特典

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 1 1 丁目 1 番地 コンチネンタルビル 9 階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

確実にとれる債権を譲り受けたのに、
丸ごと横取りされてしまった！

債権譲渡を素材に

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

確定日付

内容証明郵便 + 配達証明

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

倒産会社から，商品を引き揚げたら，
逮捕されてしまった…？！

商品の引き揚げ

自力救済の禁止

- ・ 窃盗罪（刑 2 3 5 ） ： 1 0 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金
- ・ 強盗罪（刑 2 3 6 条 ） ： 5 年以上の有期懲役
- ・ うっかりすると，事後強盗罪（刑 2 3 8 ）
- ・ 強盗致死傷罪（刑 2 4 0 ）： 負傷・無期又は 6 年以上の懲役
死亡・死刑又は無期懲役

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 1 1 丁目 1 番地 コンチネンタルビル 9 階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

次の事案は、法学部生やロースクールの学生も利用する刑法の教科書に紹介されている裁判例・判例ですが、自分に都合よく考えがちであり、これらをみて自分のケースに当てはめて判断するのは、とても危険。

具体的に直面する場面は、ダイナミックで、すべて個性があります。

東京地判昭和42・6・30日

代金完済まで所有権を留保するとの特約のある売買契約において、売主が売買物件の引渡を完了したので、契約に従い、これと引換に現金による弁済を求めたところ、買主に弁済の誠意がなかつたため、弁済の催告をすると共に、弁済の履行を確保する目的で、既に引渡した売買物件を、買主のもとより引揚げた行為は、手段方法において特に不法な点がなく、その行為目的も特に非難の対象となり得る程のものでない場合には、社会的に相当な行為として構成要件該当性もしくは違法性を欠き、窃盗罪を構成しない。

最決平成元・7・7

買戻約款付自動車売買契約により自動車金融をしていた貸主が、借主の買戻権喪失により自動車の所有権を取得した後、借主の事実上の支配内にある自動車を承諾なしに引き揚げた行為は、刑法二四二条にいう他人の占有に属する物を窃取したもものとして窃盗罪を構成する。

最判決昭和35・4・26

譲渡担保にとつた貨物自動車の所有権が債権者に帰属したとしても、債務者側において引き続き占有保管している右自動車を無断で債権者が運び去る所為は、窃盗罪を構成する。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

挨拶状を送ったばかりに、
譲り受けた店の債務の債務を、
引き継がなければならないハメになった！
営業譲渡を素材に

営業の譲渡

商号の続用

債務引受広告 = 債務の引受をなす旨の広告

地方裁判所と高等裁判所で挨拶状に関する判断が分かれた事案(「債務引受広告」)

- (1) 東京地裁(平成9年7月30日判決)
：商法28条の適用を肯定 譲受人は債務を引き継ぐ
- (2) 東京高裁(平成10年11月26日判決)
：商法28条の適用を否定 譲受人は債務を引き継がない

* (金融・商事判例1039・44 1審解説)

・「本判決は、前掲最一判昭和29・10・7の見解に依拠するものであろうが、その判断は微妙な限界事例であり、実務の参考として紹介する」

* (金融法務事情1545・47 二審解説)

・「結論を異にしたのは、営業譲渡に対する事実認定の相違と新会社の設立という方策がXに秘してなされたかどうかという点の事実認定などの前提事実に対する認定判断の相違に基づくものであって、挨拶状文言の形式的判断の差異によるものではないと思われる」

・「本件は、近時裁判例の少ない商法28条の債務引受広告該当性の判断について、1審と2審で結論を異にした事例であり、参考として紹介するものである」

*

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

商法

第17条（譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等）

営業を譲り受けた商人（以下この章において「譲受人」という。）が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2 前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3 譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、営業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項に規定する場合において、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

第18条（譲受人による債務の引受け）

譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。

2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、同項の広告があった日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

(事案)

株式会社甲田管工事

乙山甲田ステンレス配管株式会社

乙山産業株式会社

謹啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社甲田管工事として17年間お引立てをいただいておりますが、この度、建設機材の大手メ - カ - であります乙山産業株式会社との提携により設備配管部門を独立させ、乙山甲田ステンレス配管株式会社を設立する運びとなりました。

これを機に、増加いたしますステンレス配管に一層特化し、より高品質・低価格の工事を提供させていただく所存でございます。新会社の社屋・設備・スタッフは株式会社甲田管工事より引き継いで運営いたします。

ここに、株式会社甲田管工事に賜りました長年のお引立てご愛顧を心より感謝申し上げますと共に、乙山甲田ステンレス配管株式会社に倍旧のご支援お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中を持ってご挨拶申し上げます。

敬具

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

保証

* 迷惑をかけないといわれた。

連帯保証

* まず本人に請求してくれ。

* 他にも連帯保証人が要る。

根保証

* 木は、根もあるし、どんどん成長する。

「保証人は、本人と貴行との銀行取引によって現在および将来負担するいっさいの債務について本人と連帯して保証債務を負い、・・・」

平成16年民法改正による保証契約の取扱い

保証契約の要式行為化（446，）

包括根保証に関する保証人の責任の内容の適正化

貸金等根保証契約（融資による債務を保証する根保証）の場合

（465の2～4）

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

「・・・協議のうえ誠意をもって解決する。」

内容を明確にする

証拠

心理的強制

権利の拡大

期限の利益喪失条項

「乙が、第 条の分割金の支払を怠り、その額が 円に達したときは、当然に期限の利益を失う。」

書かれているからすべて有効とは限らない

エンタイア・アグリメント・クロース

書面の効用

証拠としての力

力関係

手形金5000万円の支払を
全くしないで、すべて踏み倒した話
手形を素材に

手形要件

例えば、振出日

例えば、遡及義務 = 裏書人の責任

第75条 約束手形には左の事項を記載すべし

- 1 証券の文言中に其の証券の作成に用ふる語を以って記載する約束手形なることを示す文字
- 2 一定の金額を支払ふべき旨の単純なる約束
- 3 満期の表示
- 4 支払を為すべき地の表示
- 5 支払を受け又は之を受くる者を指図する者の名称
- 6 手形を振出す日及地の表示
- 7 手形を振出す者（振出人）の署名

第76条 前条に掲ぐる事項の何れかを欠く証券は約束手形たる効力を有せず但し次の数項に規定する場合は此の限に在らず

満期の記載なき約束手形は之を一覧払のものと看做す

振出地は特別の表示なき限り之を支払地にして且振出人の住所地たるものと看做す

振出地の記載なき約束手形は振出人の名称に附記したる地に於て之を振出したるものと看做す

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

大勢で、知らない人まで押し掛けて来た！ 解雇，労働事件

予告手当と解雇

労働基準法

第20条（解雇の予告）

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

解雇理由の制限：解雇権濫用法理

使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になる。

- 日本食塩製造事件 - （最判昭50・4・25民集29-4-456）

法改正：平成15年追加

第18条の2（解雇）

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

整理解雇

整理解雇が有効とされるためには、企業運営上の必要性、配転による剰員吸収措置、人選の客観性・合理性の要件を充足することが必要としつつ、整理解雇の有効性を認めた事例。 - 東洋酸素事件 - (東京高判昭54・10・29労民集30-5-1002)(最判昭55・4・3労経速1045-9)

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

委員長が一言

「労働組合法 7 条違反だぞ！！」

自治労（全日本自治団体労働組合）のHPのページから引用

労働組合は私たちの舞台（ステージ）

(http://www.jichiro.gr.jp/shinbun_kiji/1789/1789_03-1htm)

私の仕事は民主主義の種蒔きです。

労働組合があって初めて職場に民主主義は芽吹くんです」と さんは言う。

未組織労働者の痛みに寄り添う

コミュニティーユニオンの最前線は

労働組合の「原点」そのもの。

忘れてはならない情熱と連帯の精神が、そこにある。

.....

」と語るのは、同 書記長の さん。

「労働組合の組織率は下がるばかり。100人の職場に14人だけ連合組合員がいるような状態です。大企業の利害優先の運動では見放されます」と語る。「組織化にマニュアルはありません。自治労の人は労組法を知らないと言いますが、第7条の不当労働行為だけ知っていればいい」と言い切る。「もっと自治労の活動家が一緒に組織化に関わって欲しい。そうすれば自治労は変わるし、自治労が変われば連合も変わります」。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

大阪地裁昭55・12・24【大阪特殊精密工業事件】

(判タ435号142頁, 労判357号31頁)

- 1 賃上げ及び夏季一時金問題についての団体交渉に代表取締役自らはほとんど出席せず, その対応を専務取締役に任せきりにし, かつ, 具体的自由・資料を示さずゼロ回答に終始することは, 誠意をもって団交を行ったとはいえず, 不当労働行為に当たるとされた事例
- 2 ゼロ回答の固執が団交拒否とされ, 組合員の家族に対する社長の妻の言動が支配介入とされた例

* 労働事件の事件名は, 会社名が付けられるのが通例。

(略)

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

労働法制の再編成

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

相手の提示を“^{うの}鷲呑み”にせずに、裁判を起こした方が、
損害額が高額に算定されることが多い、という現実
交通事故を素材に

ある会社グループ（総売上高約13億円）の現役ばりばりの創業者（61歳）が交通事故に遭遇し、不幸にも死亡してしまった。創業者には全く落ち度がなく、相手方に一方的な責任がある事案だ。裁判所の決めた賠償認容額は8100万円強であった。保険会社の提示額は6000万円強であったから、裁判を提起して2000万円増額されたことにはなったし、かなり、当方の主張を容れてくれた裁判であった。

(<http://www.smaedalaw.com/h090110.htm>)

しかし、それでも、裁判制度の中で、アメリカとの格差は桁違いだ。

また、裁判前に治療代等相当額が支払われており、被害者に落ち度もあるが、重度後遺症の障害を負った交通事故事件があった。保険会社の残額についての提示額はわずか54万円であったが、裁判を提起した結果、総額1900万円弱の賠償が認められた事案もあった。

(<http://www.smaedalaw.com/h090627.htm>)

我が国では保険制度自体にも大きな問題がある。

死亡あるいは重大な後遺症がある事案では、保険会社や自動車共済と裁判所との間には算定基準それ自体に差異があるなどの理由で、裁判を経た方が、金額が多くなるのが通常である。

保険会社や共済の言うままに示談してしまう被害者・遺族も、きっと多いだろう。

まさに、『法律』は、弱い立場にあるからといって味方をしてくれる訳ではなく、『法律』は、“法律を知っている者に味方する！！”と言わざるを得ない場面である。

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

裁判の損得

裁判をするかどうか，その他の手段を取るか。

法律で認められた権利があるのか

証拠

相手の資力

経費：時間と労力

100万円：印紙代 = 8600円

臨床法務

予防法務

戦略法務

『法律問題』かどうかの分岐点をかぎ取る素朴な臭覚

茶飲み話

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

裁判の実態

1 裁判官の心理

- * 菅原郁夫「民事裁判心理学序説」(1998年, 信山社)
- * 「裁判官の判断におけるスジとスワリ」: 判例タイムズの連載(中断?)
- * 「裁判官アンケートー東京地方裁判所民事部裁判官109名から聞きました」
(「NIBEN Frontier 二弁フロンティア別冊「弁護士と裁判所との適切な協働関係の形成を目指して」(2004年, 第二東京弁護士会))

2 事例：裁判官の心理に対する刺激が効を奏したと思われる例の一部

(1) 土地区画整理の事例

権威

(関係裁判例)

仮換地指定がなされた従前地についてその占有者に対し明け渡しを認めた事例(札幌地方裁判所平成9年6月26日判決, 札幌高等裁判所平成9年10月31日判決:(社)全国土地区画整理組合連合会発行「組合区画整理」59(解説・建設省都市局区画整理課))

(2) 交通事故の事例

世間

会社の代表者の死亡による逸失利益について現実の報酬を基礎として算定された事例(札幌地方裁判所平成9年1月10日判決:「判例タイムズ」990号228頁)

(3) 離婚の事例

衝撃・恨み

(4) 不法行為の事例

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241

新しい法律・改正

- ・“新法”と“改正法”は、宝の山？！
- ・これだけは押さえておきたい“新法”と“改正法”

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061 札幌市中央区南1条西1丁目1番地 コンチネンタルビル9階
TEL011-261-6234 FAX011-261-6241